

令和2年度

～チャレンジいばらき補助金～

茨木市提案公募型
公益活動支援事業補助制度募集要領

（文化芸術振興事業）

—7月募集分—



茨木市 市民文化部 文化振興課
茨木市 市民文化部 市民協働推進課

1 目的等

現在、国では、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言が解除されるとともに、大阪府では、緊急事態措置が原則解除されています。

また、緊急事態宣言が解除された後は、新しい生活様式の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくものとされています。

一方、茨木市では、このような状況の中で頑張っている皆さまの応援や、外出自粛中でも楽しめる・ほっとできる情報の紹介など、私たちが私たちを応援する取組み「#エール茨木」をスタートしています。

そこで、「チャレンジいばらき補助金」の7月募集では、新たに「#エール茨木」の一環として、また、この難局を市民の皆さまと共に乗り越えていくため、市民公益活動における新型コロナウイルス感染症対策の創意工夫した取組、市民の皆さまを元気にする提案などを募集します。

2 募集テーマ

「文化芸術振興事業」

このテーマは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じながら、文化芸術分野における作品の創造及び公開等の創意工夫した活動を支援するとともに、多くの市民が文化芸術に触れる機会を設けることにより、市民文化の向上を図ることを目的に設定したものです。

3 申請の要件等

(1) 対象団体

対象団体は、次のすべてに該当することが要件となります。

- ①主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体
- ②政治又は宗教的活動を目的としない団体
- ③暴力団でないこと、暴力団及び暴力団員の統制下でないこと
- ④定款、規約、会則等による運営がなされている団体

(2) 対象事業

対象事業は、次のすべてに該当することが要件となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民の不安や、自粛活動等によるストレス緩和の一助となる事業
- ②不特定多数や多人数の参加を必要とせず、創意工夫した新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で、市民に元気を与える効果の期待できる事業
- ③主に茨木市に在住・在勤・在学の者を対象とし、市内で実施する事業
- ④地域の活性化又は社会及び地域の課題解決が図られる事業
- ⑤国、地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業
- ⑥令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施・完了する事業
- ⑦当該団体の会員等のみを対象とした事業でないこと
- ⑧事業の実施に当たっては、チラシ等に「チャレンジいばらき補助金（茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金）」によって事業実施している旨を掲載するほか、補助金の広報に努めること
- ⑨次のいずれかに該当する事業であること
 - (1) 能、狂言、歌舞伎、邦楽、謡曲などの古典芸能のほか、地域で伝承されている民俗芸能などを保存、普及する事業
 - (2) 美術、音楽、舞台芸術、文学等の分野において作品を創造する事業
 - (3) 45歳以下の若手芸術家育成に関する事業

【対象とならない事業】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、以下のような事業は補助対象となりません。提案を考えている事業が、補助の対象となるかについては、文化振興課と事前に協議してください。

- ①不特定多数や多人数の参加を必要とする事業
- ②人が集まって屋内で実施される事業
- ③屋内、屋外を問わず、近距離での会話や発声を避けられない事業

※ただし、3密の回避や新しい生活様式、また、国・府の方針及び業種別ガイドラインに沿って、感染拡大防止策を講じた場合は、この限りではありません。

※申請前に着手している事業であっても、令和2年4月1日以降に着手した事業については、補助の対象とします。

4 補助金額、補助率、予算総額

市民活動団体の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する活動を最大限支援するために、令和2年度7月募集については、特例措置として下記の補助率を適用するとともに、今回については、補助回数に含めないこととします。

補助金額	20万円（上限額）
補助率	10分の10
予算総額	160万円

【留意事項】

補助金額は、次の①、②のうちどちらか少ない額となります（千円未満切捨て）。

①上限額

②補助対象経費の合計額から「事業の実施に伴い発生する収入」を減じた額 ※

※「事業の実施に伴い発生する収入」とは、団体外からの収入のみならず、事業実施に際して、団体内部において徴収した会費等も含みます（例：年度初めに一括して徴収する会費は自己資金扱いとしますが、事業実施の際に参加費として徴収するものは、「事業の実施に伴い発生する収入」とみなします）。

5 対象となる経費

科 目	内 容
人件費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
報償費	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼など
旅費交通費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費・宿泊費、スタッフの交通費など
消耗品費	材料（料理教室等の原材料含む）、事務用品その他の消耗品にかかる経費（単価が1万円未満のもの）
備品費	事業実施に必要不可欠なもの（補助対象経費の2分の1以内）
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費（補助対象経費の2分の1以内）
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	事業の広告宣伝などにかかる経費
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※予算書の科目名は、上記表の科目名と対応させ、分かりやすく記載して下さい。

※ただし、次のような経費は対象外経費となります。

交際費（例：出演者への報償費以外の贈答品費、接待費など）
慶弔費（例：ケガをしたスタッフへの見舞金など）
食糧費（例：打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど）
団体事務所の家賃等、団体の経常的な活動に要する経費
販売を目的とする物品に係る経費
他の事業との共通する経費
領収書等により団体の支払いが確認できないもの
その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

6 応募方法

(1) 募集期間

令和2年6月15日（月）～令和2年7月10日（金）

(2) 提出書類

○茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書（様式1）

○添付書類 ①団体概要調書

②事業計画書

③収支予算書（申請事業分）

④団体の定款、規約、会則等の写し

⑤前年度の活動実績がある団体にあつては、その決算書（団体全体のもの）

⑥団体の活動が分かる書類（総会資料・パンフレット・ちらし等）

*申請書、添付書類①②③については、所定の様式で提出してください。市ホームページ
市民協働推進課のページからダウンロードしてください。片面印刷をお願いします。

*添付書類④⑤⑥については、団体の任意の様式でかまいませんが、可能な限り、A4 サ
イズでの提出をお願いします。

*提案事業の審査については、「7 審査方法」のとおりですが、書類審査の実施にあた
り、PR動画やパワーポイントなどを活用していただいても結構です。ただし、PR動
画やパワーポイントの提出がなくても審査に影響することはありません。

(3) 提出方法

・提出場所 茨木市 市民文化部 文化振興課（茨木市役所南館8階）

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

・提出期限 令和2年7月10日（金）17時15分（期限厳守）（郵送の場合は必着）

※人と人との接触機会を減らすため、できるだけ郵送にてご申請いただきますようお願い
いたします。申請についての問い合わせにつきましては、電話やメールにて随時受
付しております。

※ご提出いただいた書類の内容に関して、質問をさせていただく場合や、書類の修正を
お願いする場合がございますので、できるだけ日程に余裕を持ってご申請いただきま
すようお願いいたします。

7 審査方法

(1) 文化振興課での書類審査

市民文化部 文化振興課において、書類の不備などのチェック、当該応募事業が制度やテーマの趣旨に合致したものであるかの確認を行います。

(2) 茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会での書類審査

市民、学識経験者、NPO関係者、地域活動関係者で構成する茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会の評価委員が、申請書類の内容を評価し、その意見をもとに、市が補助金交付事業を決定いたします。

【留意事項】

- ①評価委員会での審査の結果、選考基準点（満点の6割）に満たない場合は、不採択となります。配点の詳細は「8 評価基準と配点」をご覧ください。
- ②上位のものから順に予算の範囲内で採択しますので、下位の事業については、選考基準点を満たしていても不採択または一部減額して採択となる場合があります。
- ③予算の範囲内で最下位の事業が複数ある場合は、申請金額に応じて按分した金額を交付決定額とします。
- ④実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定金額を上限として確定します。
- ⑤交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に文化振興課と協議してください。

8 評価基準と配点

項目	配点	内 容
①公益性	20	・地域の課題解決に取り組むものか ・多くの市民を応援するような内容か ・採算性等により民間では実施されないものか ・＃エール茨木の考え方と一致するか
②実行性	10	・スケジュールや予算の積算は妥当なものか ・成果をあげられる体制があるか
③先駆性	10	・コロナウイルス感染症拡大防止に資する内容か
④共助性	30	・市民の不安やストレス緩和の一助となるものか ・市民が自宅で楽しく学び、遊び等が体験できるか ・他への波及が期待できるか
⑤創造性	10	・茨木市の文化芸術の水準を向上させるものであるか ・市民に新しい文化との出会いをもたらすものであるか
⑥公開性	10	・事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか ・より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるよう工夫されているか

9 公開について

申請いただいた事業名、団体名、交付決定した事業一覧は、個人情報に係る部分を除いて、原則、市のホームページ等で公開いたします。

10 実績報告について

補助金の交付決定を受けた団体は、対象となる事業の完了後、すみやかに次の書類の提出をお願いします。（原則、事業終了後1か月以内）

提出書類

○茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金実績報告書（様式6）

○添付書類 ①事業報告書

②収支決算書

③領収書（原本）

④その他事業の成果がわかるもの（制作物、写真、チラシ等）

＊実績報告書、添付書類①②については、所定の様式で提出してください。市ホームページ市民協働推進課のページからダウンロードしてください。片面印刷をお願いします。

※対象となる全ての経費の支出については、事業完了後、領収書等により確認を行いますので、申請団体が支払ったとわかる適正な領収書等（日付、内容記載）の原本を提出してください。

11 補助金の支払い

補助金の支払い時期は、事業実施後となります。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、概算払の請求をすることができます。

概算払の請求により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金について、精算の手続きを行っていただきます。この場合において、既に受けた概算額が、その確定額を超過しているときは、超過額を返還していただきます。

12 募集・事業実施のスケジュール

募集期間	令和2年6月15日（月）～令和2年7月10日（金）
書類審査	令和2年7月中
選考結果通知	令和2年8月初旬（文書で通知します）
事業実施	令和2年4月1日～令和3年3月31日
実績報告書	原則、事業終了後1か月以内
事業報告会	※実施方法・実施時期については、決定次第、交付決定を受けた団体にお知らせします。

13 問い合わせ先

- テーマ内容、応募に関するご相談

茨木市 市民文化部 文化振興課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-620-1810 FAX：072-622-7202

メールアドレス：bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp

- 制度全体に関するご相談

茨木市 市民文化部 市民協働推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-620-1604 FAX：072-620-1715

メールアドレス：shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp